強度行動障害に係る集中的支援の対象者像に関するＱ＆Ａ

本Ｑ＆Ａは、「状態が悪化した強度行動障害を有する児者」の考え方について、具体的なケースを例示したものです。

なお、実際に集中的支援の対象となるかどうかは、**本人の状態、生活環境、現在の支援状況等を踏まえて個別に検討します。以下の例のみで一律に判断するものではありません。**

【相談先について】

集中的支援の利用を検討する場合は、本人の状況や地域の相談支援体制に応じ、関係機関で連携して対応します。

○岡山市以外

集中的支援の対象となるか判断に迷う場合や、専門的なアセスメント・助言等が必要な場合は、おかやま発達障害者支援センターへ御相談ください。

○岡山市

まずは、相談支援事業所や基幹相談支援センター・サブセンター等に御相談ください。その上で、専門的な助言や支援が必要な場合は、岡山市発達障害者支援センター（ひか☆りんく）と連携して対応します。

なお、集中的支援の制度や申請手続等については、支給決定市町村の障害福祉担当課へ御相談ください。

１　現在の状態・生活状況からみた対象者像

【点数は変わらないが、本人の状態が悪化した場合】

（Ｑ１）点数は変わらないが本人の状態が悪化
最近、自傷・他害等が増え、これまで利用していた生活介護の利用時間を短縮しています。行動関連項目の点数は以前と変わっていませんが、対象となりますか。

（Ａ１）

対象となり得ます。

「状態が悪化した」ことは、行動関連項目等の点数が以前より上昇していることだけで判断するものではありません。自傷・他害等の頻度や強度が増し、利用時間の短縮など、これまでの障害福祉サービスの利用を維持することが難しくなっている場合には、集中的支援の対象となり得ます。判断に迷う場合は、地域の相談支援体制に沿って御相談ください。

【家族の負担増により、生活の維持が難しくなった場合】

（Ｑ２）

以前から行動関連項目の点数が高く、家族が多くの時間をかけて対応することで、何とか在宅生活と通所を続けています。最近、家族の負担が増し、これまでと同様の対応を続けることが難しくなり、通所できない日も増えています。急激な悪化ではありませんが、対象となりますか。

（Ａ２）

対象となり得ます。

急激な状態変化だけが「悪化」ではありません。本人の状態に加え、家族による支援が限界に近づき、通所できない日が増えるなど、これまでの生活やサービス利用を維持することが難しくなっている場合には、対象となる可能性があります。

単に「将来、家族が支えられなくなれば困る」という漠然とした懸念だけで判断するのではなく、現在の生活への影響や家族の支援状況、今後の生活の場の移行予定等を確認した上で、本人の特性や必要な支援の整理のためのアセスメントが望まれる場合など、支援推進チームで総合的に支援対象かを検討します。

【点数は高いが、現在は安定している場合】

（Ｑ３）

行動関連項目が 18 点で、以前から自傷・他害等が見られますが、現在の事業所では支援方法が確立しており、本人の生活も安定しています。点数が高いため集中的支援を利用できますか。

（Ａ３）

点数が高いことだけでは、直ちに集中的支援の対象とはなりません。

集中的支援は、強度行動障害の状態にあることに加え、その状態の悪化によって、現在のサービス利用や生活の維持が難しくなっている場合を対象とするものです。

現在の支援体制で安定した生活を維持できており、当面その支援体制を継続できると見込まれる場合には、直ちに集中的支援を行う必要性は低いと考えられます。ただし、事業所が支援方法に課題を抱えている場合などは、県のコンサルテーション事業等による支援を検討することができます。

「活用例」

事業所が行動問題の軽減だけではなく適応的な行動やより良い生活につながる支援を検討したいと考えている場合などに活かすことが考えられます。

２　将来の生活移行を見据えた支援

【将来のサービス利用に備えてアセスメントしたい場合】

（Ｑ４）

現在は家族の支援を受けながら在宅生活を続けていますが、家族の高齢化などから、今後も在宅生活を続けられるか不安があります。将来のグループホーム等の利用に備えて、本人の特性や必要な支援を整理するため、集中的支援を利用することはできますか。

（Ａ４）

将来のサービス利用に備えることだけをもって、直ちに集中的支援の対象になるとは限りません。

一方で、家族の高齢化や負担の増大などにより、今後、現在の生活を維持することが難しくなることが見込まれる場合には、生活が大きく崩れてから支援を検討するのではなく、将来の生活の場やサービス利用を見据え、早い段階から本人の特性や必要な支援を整理しておくことが重要です。

このため、グループホーム等への移行を見据え、本人が安定して生活するために必要な環境や支援方法等について、専門的なアセスメントや環境調整が必要と考えられる場合には、本人や家族の状況を踏まえ、集中的支援やコンサルテーション等の活用を検討します。

将来の生活に不安がある場合も、関係者だけで対象外と判断せず、地域の相談支援体制に沿って早めに御相談ください。

「対象となる場合の支援イメージ」

例えば、集中的支援を通じて、本人が安定して生活するために必要な環境や支援方法等を整理し、その内容を家族や支援者で共有することで、将来のグループホーム等の体験利用や生活の場の移行に向けた支援に活かすことが考えられます。

【グループホームへの入居を予定している場合】

（Ｑ５）

現在は家族の支援により在宅生活を続けていますが、グループホームへの入居を予定しています。入居後に状態が悪化することが心配です。あらかじめ集中的支援を利用できますか。

（Ａ５）

将来の状態の悪化のおそれだけで、直ちに集中的支援の対象になるとは限りません。

集中的支援は、原則として、状態の悪化によって現在のサービス利用や生活の維持が難しくなっている方を対象としています。

一方、環境変化による状態悪化のリスクが高く、移行に当たって専門的なアセスメントや環境調整が必要な場合には、本人の状態や現在の状況等を踏まえ、集中的支援やコンサルテーション等を含め、移行前から行うことのできる支援を検討します。

グループホーム等への移行を予定している場合は、状態が大きく崩れてからではなく、地域の相談支援体制に沿って早めに御相談ください。

３　その他のケース

【サービスにつながっていない場合】

（Ｑ６）

複数の事業所で受入れが難しいとされ、現在はほとんどサービスを利用できず、自宅で過ごしています。このようなケースも相談できますか。

（Ａ６）

相談してください。

状態の悪化により、利用を希望していても障害福祉サービス等につながらないケースは、集中的支援の制度が想定している課題の一つです。

ただし、実際に集中的支援を行うためには、本人の状態、現在のサービス利用状況、支援を行う事業所等について個別に調整する必要があります。在宅・ひきこもり状態であることだけを理由に対象外とせず、集中的支援、コンサルテーションその他の支援のうち何が適切かを検討するため、まずは地域の相談支援体制に沿って御相談ください。

【過去の認定点数が基準未満の場合】

（Ｑ７）

以前の認定調査では行動関連項目が 10 点未満でしたが、その後、自傷や他害が増え、サービス利用の継続が難しくなっています。集中的支援の対象になりますか。

（Ａ７）

現在の状態を改めて確認する必要があります。

集中的支援については、障害者では行動関連項目 10 点以上、障害児では強度行動障害判定表 20 点以上であることが基本となります。

一方、直近の認定調査等の後に状態が変化している場合には、過去の点数だけで対象外と判断するのではなく、現在の状態を確認した上で、必要に応じて支給決定自治体における再調査等も含めて検討することが考えられます。支給決定自治体に御相談いただくとともに、必要に応じて地域の相談支援体制に沿って御相談ください。

【岡山県における判断に当たっての基本的な考え方】

集中的支援の対象となり得るか検討する際には、次の３つの視点を総合的に確認します。

① 本人の状態の変化

自傷、他害、器物破損、強いこだわり等の頻度・強度の増加、新たな行動の出現、生活リズムの大きな乱れなど

② 生活・サービス利用への影響

サービスの利用時間・日数の縮小、中断、事業所での受入継続の困難、在宅生活の不安定化、緊急的な短期入所・入院等の増加など

③ 現在の支援体制の状況と今後の継続可能性

家族・支援者の負担の著しい増大、家族の高齢化等による支援継続への不安、従来の支援方法では対応が難しくなっている状況、今後予定される生活環境の大きな変化など

※　支援対象となるか判断が難しい場合は、関係者のみで対象外と判断せず、地域の相談支援体制に沿って御相談ください。